

今後の新型インフルエンザ対策に関する要望

平成21年6月30日
全 国 知 事 会

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、6月12日にWHOにおいて、警戒レベルがフェーズ6に引き上げられたが、国内においても、各地域に感染が拡大しており、国及び地方公共団体は、国の定めた行動計画やガイドラインを基本として対応をしてきたところである。

しかし、新型インフルエンザウイルスの特徴が次第に明らかになるにつれて、基礎疾患有する者を中心に重篤化することがあるものの、季節性インフルエンザ並みの病原性であるという特徴や感染の実態を踏まえた柔軟な対応が必要であることが判明した。

本会は、新型インフルエンザ対策全般について、昨年5月22日に要望を行ったところであるが、今回の新型インフルエンザ発生を受けて、本年5月18日に全国知事会議において緊急決議を、また5月28日に厚生労働大臣あて緊急要望を行ったところである。

これに対して国では、本年の5月22日に地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にすべく「基本的対処方針」を改定するなど方針の変更を行っている。

また、6月8日には、社会文教常任委員会に、政府の新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長と、新型インフルエンザ対策推進本部事務局長等を招き、意見交換を行ったところである。

このような本会の要望や取組も踏まえ、国は「基本的対処方針」の運用指針を6月19日に改定し、原則としてすべての医療機関で発熱患者の診察を行うなど大幅な見直しを行ったところであるが、都道府県に対する事前の相談や情報提供が不足していることなどから、都道府県で対応に苦慮する面も見られるところである。

都道府県としても、国と一体となって、新型インフルエンザ対策を進めているが、現在流行中の新型インフルエンザ、及び秋以降に心配されている、新型インフルエンザの第2波や、なお発生が懸念されているより病原性の強い新型インフルエンザに対して、万全な対策を進めるべく、改めて下記の事項について強く要請するものである。

記

1 現在の新型インフルエンザの病原性を前提とした対策について

- (1) 新型インフルエンザ対策の具体的な内容について定めている「行動計画」や「ガイドライン」については、ウイルスの特徴や感染力、治療方法等を十分見極め、病原性に応じて柔軟に対応できるものとすること。

特に、今回の新型インフルエンザの病原性と同程度の病原性を持つ新型インフルエンザに対しては、季節性インフルエンザに準じた対応とすることをあらかじめ定めるなど、機動的・弾力的な対応を可能とすること。

- (2) 今回の新型インフルエンザについては、届出基準があいまいで、特に疑似症の扱いにつき都道府県等が対応に苦慮したことから、今後は、届出基準を明確化するとともに、速やかに示すこと。

症例定義については、現状に即したものと示すこと。また、その変更は、状況の変化に応じて迅速に行うこと。

- (3) 医療体制の確保については、国及び都道府県がそれぞれの役割に応じ、適切に対応できる体制とすること。

- ① 一般医療機関が発熱外来機能を持つ場合や、発熱外来を設置した場合の設置・運営に要する経費について、財政支援をすること。
- ② 一般医療機関が重症患者等を受け入れる事態が想定されるため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費（空床補償等）の財政支援をすること。
- ③ 医療従事者の確保のため、国で医療従事者に対する恒久的な補償制度を創設するなど、安心して医療に従事できる体制を構築すること。
- ④ 国の責任において、医療物資（感染防護具、診断キット、抗インフルエンザウイルス薬等）の安定生産・供給体制を通年にわたり確保すること。
- ⑤ 地域医療で重要な役割を担っている国立大学法人や独立行政法人国立病院機構など国が関与する医療機関について、入院医療の提供や発熱外来機能の整備など新型インフルエンザ対策に一層取り組むことができるよう積極的な支援を行うこと。

- (4) 秋以降の流行を早期に把握するために、児童、生徒、学生などに重点をおいた効率的なサーベイランス体制を構築すること。また、その内容については、地方公共団体と事前に十分協議すること。

- (5) 早急にワクチンの開発・生産を実施するとともに、ワクチン接種の法的位置づけ、接種の範囲、優先順位、費用負担について明確にするとともに、その内容については、地方公共団体と事前に十分協議すること。

- (6) 国民の不安を解消し、風評被害を防止するため、ウイルスの毒性や症状、予防方法、医療機関の役割分担等に関する情報を、政府広報を中心に速やかにかつ分かりやすく提供すること。また、個人情報の保護やパニック防止の観点から、情報提供・共有の基本的考え方を明確にするとともに、報道機関との協定締結等の対策を講じること。

- (7) 新型インフルエンザについて、急速に患者数が増加したことに伴い、地域経済に風評被害による大きな影響があった地域に対しては、国において適切な支援措置を講じること。
- (8) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題であることから、国の責任において、十分な財政措置を講じること。

2 今回の新型インフルエンザの病原性が強まった場合、あるいは新たに強い病原性を持つ新型インフルエンザが発生した場合に備えての対策について

- (1) 新型インフルエンザの想定患者数は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の想定患者数を大きく上回るものである。また、感染症法は感染症の発生予防とまん延防止を目的としており、特に高病原性の新型インフルエンザまん延後の対策（国民の社会活動の制限、在宅患者への支援等）への対応は困難であることから、新型インフルエンザ対策については、感染症法の枠組みにとらわれず、より広範な対応を想定した各種法令の整備を検討すること。
- (2) 新型インフルエンザ発生時に想定される個人の権利の制限、公共交通機関の運行制限、患者情報の公開等について国民的な合意を得るとともに、新型インフルエンザの流行拡大防止を図るため、長期間に渡る交通遮断、地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限を知事に付与すること。
- (3) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限の延長など、新型インフルエンザ発生時における行政手続に関する特例措置について、法的な整備を進めること。
- (4) 医療機関及び医療従事者の確保のため、知事が病院等を管理し、医療関係者を必要業務に従事させる等の災害救助法に類似した権限を知事に付与するなど法的な整備を進めること。
- (5) 社会機能を維持する等、新型インフルエンザに対する総合的な対策を推進するため、災害対策基本法に類似した知事の権限を付与するなど、法的な整備を進めること。

- (6) 集会等の自粛要請等の対策について、その法的根拠を明確にするとともに、関係する地方公共団体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。
- (7) 自衛隊、警察及び消防機関と都道府県知事との具体的な連携方策を明らかにすること。特に、新型インフルエンザ患者の医療機関等への救急搬送については、消防機関等関係機関の協力が不可欠であるが、役割分担が明確でないため、患者搬送に要する費用負担のあり方を含め、関係省庁間（厚生労働省、消防庁等）で連携・協議を行うこと。
- (8) パンデミック期の食糧備蓄とその輸送体制について具体的な対策を講じること。また、市町村が行う要援護者への食糧等の配布に係る法的根拠を明確にするとともに、それに要する費用への財政措置を講じること。
- (9) 企業等に対する経済活動の制限とそれに伴う損失補償について検討すること。